

受給資格者及び扶養義務者等の前年の所得に応じ、下表のとおりその年度の手当の支給区分（全部支給、一部支給、全部支給停止）が決まります。

所得制限限度額表 (円)				
扶養親族数	限度額	昨年中の所得（１月～９月申請の場合は一昨年の所得）		
		請 求 者 （ 本 人 ）		扶養義務者・配偶者孤 児等の養育者
		全 部 支 給	一 部 支 給	
0 人	690,000 円 未 満	2,080,000 円 未 満	2,360,000 円 未 満	
1 人	1,070,000 円 未 満	2,460,000 円 未 満	2,740,000 円 未 満	
2 人	1,450,000 円 未 満	2,840,000 円 未 満	3,120,000 円 未 満	
3人以上	1人につき 380,000 円ずつ加算	1人につき 380,000 円ずつ加算	1人につき 380,000 円ずつ加算	

※ 受給資格者本人に老人扶養親族がある場合は１０万円、特定扶養親族及び１６歳以上１９歳未満の控除対象扶養親族がある場合は１５万円が限度額に加算されます。

※ 受給資格者が受け取った養育費の８割の額が所得に加算されます。